

投資事業評価調書（新規）

部課室名	土木局港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 芝原 平 (環境係長 林 健児)	内線	4440 (4455)
------	--------	---------------------	--------------------------	----	----------------

事業種目	海岸事業	事業名	事業区間	総事業費	3.3億円
		西淡海岸 局部改良事業	湊津井地区	内用地補償費	0億円
所在地			事業採択 予定年度	着工予定 年 度	完成予定 年 度
南あわじ市 津井、湊			H17	H17	H21
事業目的			事業内容		
<p>当海岸は、津井港と湊港の間に位置し、背後に人家や工場が立地している。</p> <p>近年、海岸侵食により前浜の後退が続き、台風等による高潮時には、高波浪が直接護岸にあたり、越波被害が増大しており、護岸の摩耗も著しい状況である。</p> <p>そこで、波浪を低減させ、前浜の保全を行うことにより、護岸の越波被害の防止を図ることで、住民の安全で安心な暮らしを確保する。</p>			<p>消波堤 新設 L=350m (7基)</p> <p>[負担割合 国:1/3 , 県:2/3]</p>		
評価視点	評価結果の説明				
(1)必要性 安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年の台風23号で、高波により護岸が破損し、背後の県道津井津井港線にパラペットが散乱し、住民生活や県道の通行に重大な影響を与えた。 このため、当海岸では、住民の安全な生活環境を確保するためには、波浪を低減させ、越波防止と護岸本体の安全を確保することが、最優先課題である。 				
(2)有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> 費用便益比 $B / C = 3.3$ 護岸前面に前浜が残っていることから、護岸に消波工を設置するよりも沖合に消波堤を設置し、波浪の直接的な低減を図るとともに、現況の前浜を活用して波の打ち上げ高を抑えることが、有効な対策となる。 消波堤の設置と合わせ、別途事業で老朽化した護岸の補修を同時に行うことで、安全性に対する効果を倍増することが出来る。 地元は、越波被害に苦慮しており、護岸の安全性に対しても不安を抱いていることから、実施に向けた地元との協力体制は整っている。 				
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> 消波堤の設置により、前浜が保全され、海浜植物や水生生物の生息に寄与することができる。 				
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> 当海岸は、一昨年(2011年)の台風23号による高知県菜生海岸の被害を踏まえ、国の重点対策海岸に位置付けられており、海岸侵食の状況等からも早急な対策が必要となっている。 				